

平成30年5月24日

まちづくり委員会追加資料

所管事務報告

市営住宅における子育て世帯区分の新設及び定期借家制度等の導入に係るパブリックコメントの追加実施について

<追加資料>

資料1 市営住宅における子育て世帯等に向けたこれまでの支援制度の実績

資料2 市営住宅の空家戸数等について

まちづくり局

市営住宅における子育て世帯等に向けたこれまでの支援制度の実績

若年世帯区分とそれ以外の区分の応募倍率の推移（表 1）

	H23.12	H24.5	H24.10	H25.5	H25.10	H26.5	H26.10	H27.5	H27.10	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10
若年世帯向け区分を除く応募倍率	18.9	22.8	24.1	29.8	22.7	17.0	17.9	20.7	13.4	10.3	10.9	9.7	9.8
若年世帯向け区分応募倍率	1.4	3.8	6.6	5.6	7.8	4.8	3.1	4.3	3.3	3.2	3.0	3.1	3.6

※応募倍率・・・募集戸数 1 戸に対して応募のあった件数を表しています。(応募倍率=応募数/募集戸数)

一般世帯区分における当選世帯数の内訳（優遇倍率適用※ 1 の有無別）（表 2）

	H24.5	H24.10	H25.5	H25.10	H26.5	H26.10	H27.5	H27.10	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10
募集戸数	77	123	51	77	74	142	69	110	118	100	110	107
優遇倍率適用なし当選世帯数	14	3	2	2	2	10	4	3	10	7	9	8
未就学優遇倍率適用当選世帯数 ※2	—	25	9	22	14	19	10	17	18	12	14	16
その他の優遇倍率適用当選世帯数 ※3	63	92	39	51	57	111	55	87	83	71	84	80

※ 1 優遇倍率・・・対象となる世帯は、高齢者、障害者、5 年以上落選者、4 人以上の世帯、未就学児童、母子・父子世帯、多子世帯、被爆者、引揚者、公害、ハンセン病があります。優遇倍率は一般世帯区分（新築）と一般世帯区分（空家）のみ適用されます。このうち、一般世帯区分（新築）では、全ての優遇倍率が適用され、一般世帯区分（空家）では高齢者と障害者以外の優遇倍率が適用されます。

※ 2 未就学児童の優遇・・・小学校入学前の子が同居することを条件に 5 倍の優遇倍率が適用されます。この優遇は他の優遇と併用して適用することができます。

※ 3 その他の優遇・・・その他の優遇倍率適用当選世帯については、未就学児童に関する優遇を受けた世帯を除き集計しています。

収入基準が緩和された月収 158,000 円を超える世帯の当選世帯数（表 3）

	H25.5	H25.10	H26.5	H26.10	H27.5	H27.10	H28.5	H28.10	H29.5	H29.10
7～15歳の者と同居する月収158000円以上の応募世帯の当選世帯数	0	1	1	0	1	3	2	0	2	2

※収入基準・・・年間所得の合計から控除額を除き 12 か月で割った金額を月収額としています。市営住宅の入居資格としては 158,000 円以下となっています。

また、高齢者世帯や心身障害者世帯、義務教育終了前の者がいる世帯については月収額の上限を 214,000 円に緩和しています。

市営住宅の空家戸数等について、次のとおり御報告いたします。

平成30年6月1日現在

管理戸数	17,312	
空家戸数合計	1,270	
(内 訳)		(備 考)
H29.10 月募集済み	68	入居予定
H30.5 月募集中	397	入居予定
未修繕等	440	H30. 10 月以降順次募集予定
政策空家	365	初山 59、高石 48、生田 37、小倉西 28、真福寺 25 など

公募において、応募者数が募集戸数に満たず空家となった住戸については継続して募集に努めており、平成30年5月の募集において空家が生じた場合は、次回平成30年10月募集で募集を行ってまいります。